

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

新潟県教育委員会規則第4号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(課等の設置)</p> <p>第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 高等学校教育課 審査調整係 <u>奨学金係</u> 管理係 企画振興係 指導第1係 指導第2係 いじめ対策生徒指導 支援室</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 保健体育課 学校保健係 学校給食係 学校体育指導係</p>	<p>(課等の設置)</p> <p>第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 高等学校教育課 審査調整係 管理係 企画振興係 指導第1 係 指導第2係 いじめ対策生徒指導支援室</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 保健体育課 学校保健係 学校給食係 学校体育指導係 <u>スキー国体室</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、保健体育課にスポー ツ振興室を置き、同室に競技スポーツ係及びスポー ツ施設係を置く。</u></p>
<p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～文化行政課 (略)</p> <p>保健体育課 (1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～文化行政課 (略)</p> <p>保健体育課 (1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) スポーツ振興（前号に規定する事項を除く。） に関する事項</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) 県立の社会体育施設に関する事項</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p><u>(14) スポーツ推進審議会に関する事項</u></p>
<p>(政策企画員)</p> <p>第23条 文化行政課に政策企画員を置く。</p>	<p>(政策企画員)</p> <p>第23条 文化行政課<u>及び保健体育課</u>に政策企画員を置 く。</p>
<p>(附属機関)</p> <p>第30条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基</p>	<p>(附属機関)</p> <p>第30条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基</p>

づいて設置されている附属機関は、次のとおりとする。

名称	担任する事務
(略)	
社会教育委員	(略)
新潟県教科用図書選定審議会	(略)

づいて設置されている附属機関は、次のとおりとする。

名称	担任する事務
(略)	
社会教育委員	(略)
新潟県スポーツ推進審議会	スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関し教育委員会若しくは知事の諮問に応じ、又は必要と認める事項を教育委員会若しくは知事に建議する。
新潟県教科用図書選定審議会	(略)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。